

こ 家 第 927 号
令和 7 年 1 月 27 日

各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部長

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行等について（協力依頼）

日頃、本県の母子保健行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

このことについて、令和 7 年 1 月 17 日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行されました。

本県では、下記窓口にて補償金等の請求、相談受付を行っておりますので、御承知いただくとともに、対象者から診断書の作成依頼や県からの記録の調査等があった場合には、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、別添のこども家庭庁並びに厚生労働省からの通知のとおり、旧優生保護法に係る資料については、法の施行に伴い新たに一時金支給の対象となった、旧優生保護法に基づき実施された人工妊娠中絶に関する資料についても、併せて適切な保全をお願いします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 受 付 窓 口 | 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課内
静岡市葵区追手町 9-6（県庁西館 3 階） |
| 2 専用相談電話 | 054-221-3157 |
| 3 ファックス | 054-221-3521 |
| 4 対応時間等 | 月曜日から金曜日（年末年始・土日祝日除く）8:30～17:15 |
| 5 そ の 他 | 申請書類等は、県こども家庭課ホームページからダウンロード
できます。 |

<県こども家庭課ホームページ>



<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040717/1022291.html>

※この通知は令和 6 年 4 月 1 日時点の病院名簿、診療所名簿に基づき送付しております。
既に貴施設における変更、廃止等がありましたら御容赦ください。

担 当 こども未来局こども家庭課母子保健班
電話番号 054-221-3309